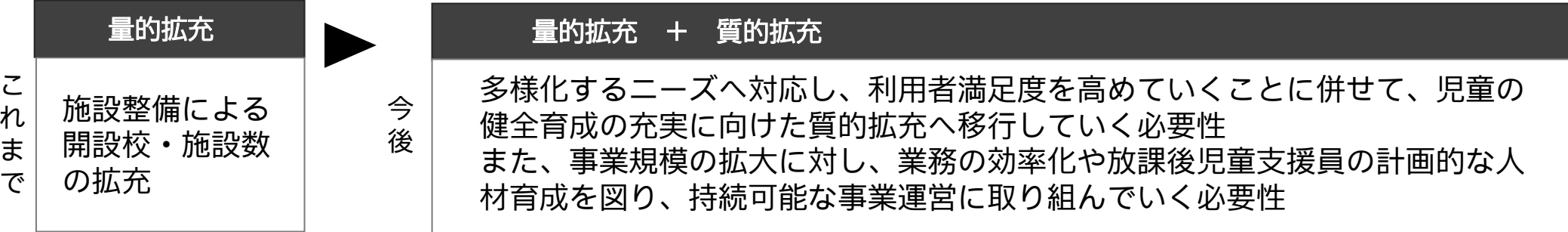


1 指定管理者制度移行の目的

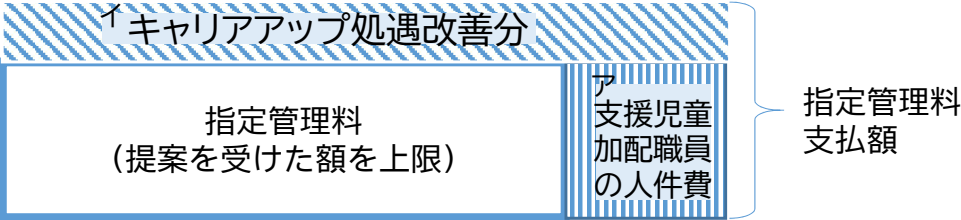
放課後児童クラブについて民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用することにより、住民サービスの質の向上を図ることで、施設の設置目的を効果的に達成するため



2 概要

対象規模	全施設一括 ※公立の50クラブ89教室(支援単位)
指定管理者	株式会社明日葉
指定管理期間	2024(令和6)年4月1日から2027(令和9)年3月31日までの3年間
指定管理期間の理由	当初の指定管理期間を3年間として、質的拡充の実効性を確認するとともに、業務仕様の見直しが必要な個所を把握した上で、次の指定管理期間に反映させるため

- ◆入所児童の状況や支援員のキャリアアップの推移に対応できるよう、次の費用は市と指定管理者で毎年度協議の上、指定管理料に加算
- ア 支援児童加配職員の人件費
 - イ 放課後児童支援員のキャリアアップ処遇改善

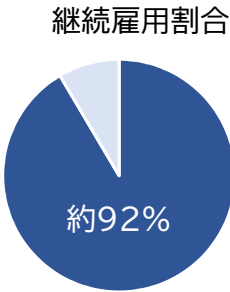


3 支援員・補助員の雇用について

移行前に勤務している支援員・補助員が継続して勤務できるよう、指定管理者は継続雇用に配慮することとし、各クラブでの説明会や個別面談を実施した。

また、令和5年度人事院勧告後をベースに現給保障し、令和6年4月給与から放課後児童支援員資格や経験年数等に応じたキャリアアップ処遇改善を開始した。

継続雇用職員が各クラブの施設長・主任を担い、支援員・補助員の継続雇用職員を中心として、令和6年4月新規採用職員とともに郡山市児童クラブの安定した運営を行っている。



4 雇用形態、雇用条件

	施設長	施設長※・主任	支援員・補助員
職種	正社員	準社員	パート職員
雇用期間	定めなし（無期雇用）	1年契約（※5年勤務した場合、無期雇用へ転換可能）	
勤務形態	月平均所定労働時間163時間 （基本：1日8時間 週5日勤務）	月平均所定労働時間122時間 （基本：1日6時間 週5日勤務）	シフト勤務 週2日～5日 （基本：1日5.5時間勤務）
社会保険等	社会保険加入、雇用保険加入		週4～5日：雇用保険・社会保険加入 週2～3日：雇用保険・社会保険未加入
健康診断	通年雇用の全職員対象		

※施設長は1日8時間勤務を基本とし、施設の一時利用状況等により一部クラブで1日6時間勤務の施設長を配置

5 保護者説明について

令和5年10月下旬～

市と指定管理者からの挨拶、Q&A、質問フォームをウェブ掲載

令和5年11月19日

集合説明会を、郡山市役所特別会議室で開催

出席者 約30人

令和6年2月24日～3月23日

令和6年度入所児童決定後、各クラブの保護者説明会に市職員と指定管理者職員が同席して、令和6年度運営の変更及び継続事項、保護者の方々の手続き事項などを説明した。継続利用児童も含めた全入所児童の保護者を対象として、質疑応答なども交えて全50クラブで実施した。

出席者 全50クラブ合計約2,500人

6 各クラブの運営体制、入退室管理システムの導入

運営体制 の変更点

放課後児童クラブの安全かつ円滑な運営のため

- ・放課後児童クラブの安全かつ円滑な運営業務を行うため、クラブ単位で常勤職員の施設長を配置
- ・複数の教室(支援単位)がある場合、施設長を補佐する役割を担う主任を配置

一クラブに複数の教室(支援単位)の例

第1教室

施設長

第2教室

主任A

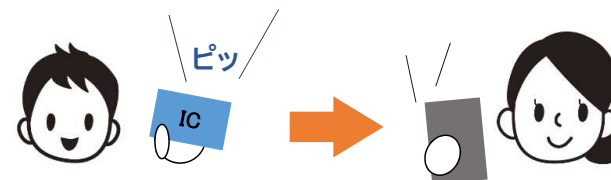
第3教室

主任B

支援員 ○人
補助員 ○人

入退室管理システムの導入

- ・保護者が専用アプリにより利用予定、予定変更を登録
- ・入室時刻を保護者へ配信
- ・クラブからのお知らせ配信
- ・保護者とクラブの連絡機能



7 延長利用の開始

開所時間 の変更点

- ・利用者の多様なニーズに対応するため、平日に19時30分までの延長利用を開始

開所日	開所時間	延長利用時間
授業のある平日	放課後～18時30分	18時30分～19時30分
長期休業期間の平日	7時30分～18時30分	
振替休校日		
土曜日		*土曜日の延長利用は実施無

8 資質の向上について

指定管理者が支援員等の経験年数及び能力に応じた研修を企画・実施するとともに、県及び市、その他の機関が開催する研修へ積極的に参加させることで、職員の資質を高めることとしている。

なお、業務仕様書で次の内容の研修を実施することとしており、研修内容に応じてZOOMや視聴研修、対面研修による実施が予定されている。

- (1) 事業の趣旨、目的、業務内容及び含む規律について
- (2) 児童の成長段階に応じた関わり方、種々の遊びについて
- (3) 支援児童等への理解と支援の在り方及び保護者等への対応について
- (4) 災害対策や安全衛生管理上必要な内容について
- (5) 児童の人権擁護、児童虐待防止について

キャリアアップ処遇改善の開始

- ・放課後児童支援員の処遇改善を促進することで児童の安全、安心な居場所を維持するため、キャリアアップ処遇改善を開始